



# 春の引っ越しの手続きが

- 期日 3月30日(日)、4月6日(日)
- 時間 午前8時30分～午後5時15分  
(正午～午後1時を除く)
- 場所 荒尾市役所

引っ越しなどの住民異動に関係がある一部の窓口を、3月30日(日)と4月6日(日)に開きます。平日に手続きをすることが難しい人は、ぜひご利用ください。

●転入や転出などに必要な手続きができます

他の機関への確認が必要な業務など、平日と同じように取り扱うことができない業務や各種申請・受領について委任状を必要とする場合があります。手続きに必要な書類など事前に担当課に必ず確認してください。

●お問い合わせは、事前に平日行ってください

日曜の職員人数は平日より少ないため、電話でのお問い合わせは平日にお願いします。

●来庁の際は本人が確認できる書類をお持ちください

※本人確認書類…原則として顔写真が貼付されている運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など

※市民サービスセンターでは住民異動と戸籍届は受け付けていません。  
※市ホームページにも休日開庁について掲載しています。

●水道局地図 ※4月から水道局と下水道課は統合し、企業局になります。



# 休日にできます！

市民課市民係 ☎ 63-1302

●取扱業務と担当課

担当課	担当係・窓口番号 電話番号	取り扱い業務
市民課	市民係・記録係 ①～⑦窓口 ☎ 63-1302 ☎ 63-1326	○転入、転出、転居など住民異動届の受け付け ○出生、婚姻、死亡など戸籍届の受け付け ○住民票の謄本・抄本、除票、記載事項証明書、住民票コード通知票の交付 ○戸籍謄本・抄本、除籍謄本・抄本、附票の写し、身分証明書の交付 ○印鑑登録・廃止手続き、印鑑登録証明書の交付 ○所得・課税証明書、固定資産税証明書、納税証明書など税証明の交付 ○原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車の登録・廃車などの手続き ○年金(現況届、身上報告書)証明書の交付 ○転入学通知書、転学通知書、新就学者通知書の交付 ○特別永住者証明書申請と交付
収納課	徴収係・整理係 ⑧窓口 ☎ 63-1362 ☎ 63-1353	○市税、国民健康保険税の納付、納税相談 ○納税に関する証明(市民課取り扱い分を除く)の交付
税務課	市民税係 ⑩-2・3窓口 ☎ 63-1342	○国民健康保険税賦課に関する説明 ○税証明(市民課取り扱い分を除く)の交付
福祉課	福祉係・総務係 ⑪-2窓口 ☎ 63-1406	○身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳に関する手続き ○特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当に関する手続き ○自立支援医療(精神通院)に関する手続き ○重度心身障害者医療費助成に関する手続き ○福祉(高齢者)特別乗車証交付に関する手続き ○香典返しに関する手続き
子育て支援課	子育て支援係 ⑭窓口 ☎ 63-1417	○児童手当、乳幼児医療費助成に関する手続き ○児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成に関する手続き ○保育所に関する手続き
健康生活課	国保年金係 ⑫-1窓口 ☎ 63-1327	○国民健康保険の資格取得・資格喪失に関する手続き ○国民年金の資格取得(任意加入は除く)に関する手続き
	高齢者医療係 ⑫-2窓口 ☎ 63-1420	○後期高齢者医療の資格取得・資格喪失に関する手続き ○後期高齢者医療保険料の納付
	介護保険係 ⑫-3窓口 ☎ 63-1418	○介護保険の資格取得・資格喪失に関する手続き ○介護保険料の納付
環境保全課	環境業務係 ⑬窓口 ☎ 63-1370	○ごみ収集に関する説明 ○し尿汲み取りの新規申し込み、紙おむつシールに関する手続き
建築住宅課	住宅管理係 (市役所2階) ☎ 63-1491	○市営住宅家賃の納付 ○市営住宅に入居している人の転居、死亡、出生に関する手続き ○市営住宅への同居に関する手続き ※市営住宅に関する住所異動は、事前に建築住宅課の許可が必要です。詳しくはお問い合わせください。

市役所の敷地外の施設(左の地図をご覧ください)

水道局	☎ 64-3333	○水道料金の納付 ○転入時の水道使用開始の受け付け ○転出、転居時の水道使用中止と変更の受け付け
下水道課	☎ 64-2700 (3月までは平日だけの取り扱い)	休日開庁時の下水道使用料金の支払いは、一部地域(三井専用水道)を除き、水道料金と一緒に水道局で支払うことができます。詳しくは、事前(平日)にお問い合わせください。

